

「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方」解説版

園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方（案）

平成30年4月1日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。

1 基礎被害率・・・ d_h （①）

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 基準共済掛金率・・・ P （②）

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し園芸施設共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを園芸施設基準共済掛金率とする。

【解説】

【農林水産大臣が定める地域（料率地域）の設定】

- ・ 農林水産大臣が定める地域（料率地域）は、原則として、組合等の区域又は共済事故の被害発生態様の類似した複数の組合等の区域を併せた地域若しくは都道府県の区域とし、当該地域における施設区分ごとの加入見込み棟数が概ね50棟以上となるように設定。

【園芸施設基準共済掛金率（ P ）の算定方法】（②）

- ・ 施設区分ごと、共済目的等による種別ごと及び料率地域ごとに、基礎被害率の平均値（ $\overline{d}_{ijk}$ ）に対し所要の調整を行い算定。

$$P_{ijk} = \overline{d'}_{ijk}$$

ここで

P_{ijk} : 基準共済掛金率

i : 施設区分を表す添字

j : 共済目的等による種別を表す添字

k : 料率地域を表す添字

$\overline{d'}_{ijk}$: 基礎被害率の平均値（ $\overline{d}_{ijk}$ ）に所要の調整を行ったもの

【園芸施設再保険料基礎率甲（ $P_{S甲}$ ）の算定方法】（③～④）

- ・ 「園芸施設1棟ごと」の政府責任分に係る再保険料率を算出するための基礎となる率を、次のとおり算定。

（1）基礎被害率（ d'_h ）（③）

- ・ 園芸施設基準共済掛金率（ P ）算定のための基礎被害率（ d_h ）のうち共済金額の3割を超える部分に対応する被害率。

（2）園芸施設再保険料基礎率甲（ $P_{S甲}$ ）の算定（④）

- ・ 施設区分ごと、共済目的等による種別ごと及び料率地域ごとに基礎被害率（ d'_h ）の平均値（ $\overline{d'}$ ）により算定。

【園芸施設再保険料基礎率乙（ P_{SZ} ）の算定方法】

- ・ 「連合会ごと」の政府責任分に係る再保険料率を算出するための基礎となる率を、次のとおり算定。

（１）基礎被害率（ D_h ）

ア 連合会責任被害率（ d'_{zh} ）の算定（⑤）

- ・ 連合会ごとに、１棟ごとの保険金の額（保険金の額が保険金額に30％を乗じて得た金額を超える場合は、その乗じて得た金額）の合計額を経過総保険金額で除して算定。

（注）「経過総保険金額」とは、年度ごとに、その年度中に保険責任が経過した部分に係る保険金額。

イ 基礎被害率（ D_h ）（⑥）

- ・ 連合会責任被害率（ d'_{zh} ）と同率。

（２）園芸施設通常標準被害率（ q ）の算定（⑦）

- ・ 基礎被害率（ D_h ）の平均値及び標準偏差を基礎として算定。
- ・ 園芸施設通常標準被害率（ q ）を超える部分は異常事故として、その95％を政府が責任負担。

（３）園芸施設再保険料基礎率乙（ P_{SZ} ）の算定（⑧）

- ・ 基礎被害率（ D_h ）のうち園芸施設通常標準被害率（ q ）を超える部分の被害率の平均値（ $\overline{D'}$ ）により算定。